

令和元年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第1回 原因者責任検討部会議事要旨

日 時 : 令和元年 11 月 11 日 (月) 13:30~14:30

場 所 : 松山市役所別館 6 階 第 5 委員会室

- (1) レッグ不適正処理事案については、厳格な責任追及の一つとして費用求償を行っているが、適正に債権管理をする必要がある。債権管理の状況について資料を記録として残しておくことが重要である。
- (2) 市の代執行は、公費を用いるものである以上、レッグが行わなければならないことをすべて代行する性質のものではなく、環境保全上必要な限度で行うものである。その目的を達した場合の事業の終結のあり方について、一定の方向性を定めるべきである。
- (3) 廃棄物を積み替えて保管する廃棄物収集運搬業者が多いという松山市の特性を踏まえると、立入検査を計画的に実施し、各種の違反について指導により改善させていくことは評価できる。今後はちゅうちょなく行政指導や行政処分を行えるよう行政処分取扱要領の見直しを図るべきである。
- (4) 市内の廃棄物保管場所で大規模な火災事案が発生したが、例えば、飲食店が食中毒を出した場合には、意図的でなくとも営業停止になる。廃棄物処理業者もそういった一定の責任を負って事業をすべきと考える。

※ 公開の判断の理由 (松山市情報公開条例第 7 条第 2 号, 第 3 号及び第 7 号)

本部会では、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。